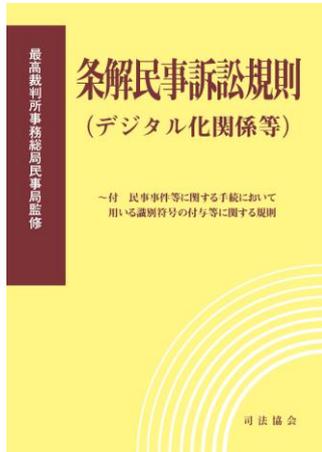


条解民事訴訟規則(デジタル化関係等)

～付 民事事件等に関する手続において用いる 識別符号の付与等に関する規則



監修	:	最高裁判所事務総局民事局
定価	:	本体 5,400 円+税
判型	:	A5 判
ページ数	:	642 ページ
ISBN	:	978-4-911236-04-8
発行	:	2025 年 4 月

内容

民事訴訟規則に関し、令和 4 年 5 月 25 日に公布された「民事訴訟法等の一部を改正する法律」のうち、同法の先行施行部分である当事者等に対する住所、氏名等の秘匿、映像と音声の送受信による通話の方式による口頭弁論に関する事項等を定める改正(令和 4 年改正、令和 6 年 3 月 1 日までに施行)と、同法の全面施行部分である電子情報処理組織による申立等及び送達、電子調書及び電子判決書の作成、電磁的訴訟記録の閲覧等、法定審理期間手続等に関する事項等を定める改正(令和 6 年改正)及び本改正以前の改正についても解説したものである。また、「民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則」についても合わせて解説している。

[目次](#)

関連書籍

図書 No.61 条解民事訴訟規則

[図書 No.104 条解民事訴訟規則\(増補版\)](#)

目次

- 第1 民事訴訟規則
- 第1編 総則
- 第1章 通則（第1条－第4条）
- 第2章 裁判所
 - 第1節 管轄（第9条）
- 第3章 当事者
 - 第1節 当事者能力及び訴訟能力（第14条・第15条・第18条）
 - 第3節 訴訟参加（第20条・第22条）
 - 第4節 訴訟代理人（第23条・第23条の2）
- 第4章 訴訟費用
 - 第1節 訴訟費用の負担（第24条－第27条）
 - 第3節 訴訟上の救助（第30条）
- 第5章 訴訟手続
 - 第1節 訴訟の審理等（第30条の2・第30条の3・第32条－第34条）
 - 第2節 専門委員等
 - 第1款 専門委員（第34条の7）
 - 第3節 期日及び期間（第35条）
 - 第4節 送達等
 - 第2款 書類の送達（第40条－第42条）
 - 第3款 電磁的記録の送達（第45条の2－第45条の4）
 - 第4款 公示送達（第46条）
 - 第5款 書類又は電磁的記録の送付（第47条・第47条の2）
 - 第5節 裁判（第48条－第50条の2）
 - 第6節 訴訟手続の中断（第51条）
- 第6章 訴えの提起前における証拠収集の処分等（第52条の2－第52条の7）
- 第7章 電子情報処理組織による申立て等（第52条の9－第52条の17）
- 第8章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第52条の18－第52条の23）

- 第2編 第一審の訴訟手続
- 第1章 訴え（第53条・第55条・第55条の2・第57条・第58条）
- 第2章 口頭弁論及びその準備
 - 第1節 口頭弁論（第63条の2・第64条の2・第66条－第69条・第71条－第78条）
 - 第2節 準備書面等（第80条－第84条）
 - 第3節 争点及び証拠の整理手続
 - 第1款 準備的口頭弁論（第86条・第87条）
 - 第2款 弁論準備手続（第88条・第90条）
 - 第3款 書面による準備手続（第91条－第94条）

第4節 進行協議期日（第96条）

第3章 証拠

第1節 総則（第105条－第105条の5）

第2節 証人尋問（第107条・第108条・第112条・第116条・第118条・第121条－第124条）

第4節 鑑定（第131条－第132条の2・第132条の5－第134条・第135条の2）

第5節 書証（第137条・第137条の2・第142条－第144条・第146条・第147条）

第5節の2 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ（第149条の2－第149条の4）

第6節 検証（第151条・第151条の2）

第7節 証拠保全（第154）

第4章 判決（第155条・第157条－第160条）

第5章 裁判によらない訴訟の完結（第162条－第164条）

第7章 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則（第169条－第170条の2）

第3編 上訴

第1章 控訴（第174条・第176条・第181条・第184条・第185条）

第2章 上告（第187条・第189条・第194条・第195条・第197条・第199条・第202条）

第3章 抗告（第207条の2・第209条・第210条）

第4編 再審（第211条）

第5編 手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則（第213条・第216条・第219条・第220条）

第6編 少額訴訟に関する特則（第222条・第226条・第227条・第229条・第231条）

第7編 法定審理期間訴訟手続に関する特則（第231条の2－第231条の10）

第8編 督促手続（第233条・第234条・第236条・第237条）

第2 民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則

第1条（識別符号の付与の方法）

第2条（弁護士等に対する識別符号の付与の方法）

第3条（届出事項の変更等）

第4条（識別符号の使用の停止）

第3 令和6年改正規則による関連規則の整備の概要

1 概要

2 改正民訴規則によるデジタル化の影響を排除するための改正

3 ウェブ会議の方法又は電話会議の方法の規定の新設

- 4 押印を求める書面の範囲の変更に伴う改正
- 5 特例手数料還付事件及び特例執行文付与申立事件に関する規定の新設
- 6 改正民訴規則と同趣旨の改正（デジタル化）
- 7 民事訴訟費用等に関する規則の解説（2条の3、2条の4、2条の5、4条の2、5条の2、9条）
- 8 民事執行規則の解説（15条の2、62条の2、62条の3、62条の4）

第4 令和6年改正規則の施行期日及び経過措置の概要

- 1 施行期日及び経過措置に関する規定の全体像
- 2 令和6年改正規則の施行期日（改正規則附則1条）
- 3 民事訴訟規則に関する経過措置（改正規則附則2条－附則31条）
- 4 その他の最高裁判所規則に関する経過措置（改正規則附則34条・附則60条）

（別表1）民事訴訟規則・民事執行規則の準用対応表

（別表2）民事訴訟規則に関する経過措置